

## 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和2年9月18日（金曜日）
- 開 会 午後 1時28分
- 閉 会 午後 2時17分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人
- |      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 金 厚 有 豊 |
| 副委員長 | 佐 藤 則 寿 |
| 委 員  | 岡 部 享   |
| //   | 押 田 大 祐 |
| //   | 江 西 照 康 |
| //   | 高 田 真 里 |
| //   | 成 田 光 雄 |
| //   | 松 尾 茂   |
| //   | 高 田 重 信 |
| //   | 柞 山 数 男 |
- 4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課長代理（庶務係長）	船木 寛人
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（3名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に江西委員、高田 真里委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目の「請願の審査について」のうち、まず、さきの6月定例会で本委員会に付託され継続審査となっております、令和2年分請願第2号 委員会中継のネット配信を求める請願を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

それでは、本請願について御意見等はありませんか。

江西委員 この「委員会中継のネット配信を求める請願」ですけれども、私どもの会派でもしっかり

と協議をしてまいりました。こういった議会に関わるものについては、私たちが「こうしてほしい」と議決すれば、それは予算化が実現できるということがある分、より慎重に、しっかりと審査すべきであるというふうに考えます。

それはどういうことかと言いますと、この請願人も当然市民ですけれども、より多くの市民の皆さんにとって、本当に理解が得られる出費なのか、価値があるのかどうか、そういったところであります。

先般、本委員会で確認して資料をもらって、さらにその穴を埋める項目について確認をしました。

以前、議会改革検討調査会では「現状のとおりとする」となった中で、議会としての質の向上を図ることが優先と考え、その上で本件に対する市民のニーズを見極めながら、実施に対する経費面、映像・音声に対するクオリティーをどの程度求めるのかという課題について、各会派・事務局において研究・調査を継続して行うということになっていたわけですが、かかるコストについては、今の委員会の制度の中で下がる要因は確かにあったかと思えます。

ただ、市民の皆さんの関心を測る1つの指標

としまして、本会議のインターネット中継のアクセス件数がありますが、そのときよりも概ね3分の2に落ちているわけであります。これは、このインターネット中継に市民の皆さんの関心が、大きな期待・理解があるとはひとつも思えないと。出費が伴わなければいいのですけれども、出費が伴うものとして慎重に考える必要があるというふうに思います。また、資料の中で、例えば県議会のアクセス件数が1日当たり5、8件で、これを見る限りでも相当少ないと。

インターネットで委員会の録画中継をすることになれば、私たち議員は自分の入っている委員会以外も容易に視聴することができるので、これは議員にとっては大変楽になるかもしれませんが、恐らくそういった理由で一もしかすると県議会のアクセス件数も委員ではない議員が見ている数字なのかもしれません。例えば議員にとってより便利になるとか、議会の改革度が上がるということで、こういったものを導入した場合、全国的な評価が非常に上がると。そういったことで判断してはならないと、やはり多くの市民の皆さんにとってよりよいものかどうかということでありませう。

また、これまでの間で、私どもの会派の議員

も、他市町村議会の委員会のインターネット中継をずっと見てまいりました。その中で、どうもぴんとこない中の1つとして、議案説明資料等が配られるわけではありません。そういったものがない中で私たち議員が見ても、委員会のインターネット中継というのはなかなかその趣旨が伝わってこないというところを考えると、費用対効果を考える意味でも、現状、そういった議案を説明する資料等を市民の皆様にお配りすることもできないわけですし、この段階で費用をかけるということは、多くの市民の皆さんの理解を得られる出費ではないというふうに考えますので、この請願に関しては不採択と一すみません、採択・不採択を決めるものでもないのかもしれませんが、少なくとも今任期中は取り入れるべきではないというような判断をしたものであります。

高田 重信委員 会派の中でのその他の意見として、これだけの費用—設備費だけで800万円、ランニングコストで200万円となっている中ではあまりにも一定点カメラで映したとしても、誰がしゃべっているのか、また内容をしっかりと伝えることができるのか。もしミスがあると大変なことになるということ踏まえると、

やはりもう少し設備費をかけながら、しっかりとしたもので、一人一人がしゃべっている内容を一本会議で行っているように、ズームできるとか、そういった設備の部屋を1つ用意するべきです。そうでないと、なかなか委員会での発言の趣旨が伝わっていかないのではないかといったことも踏まえたと、やはり今は時期尚早であり、もっともっと詰めなくてはいけないという思いがあるので、この請願の趣旨には賛成できないということです。

松尾委員

その他と言いますか、皆さんがおっしゃったとおりではあるのですが、やはり本会議のインターネット中継のアクセス件数が非常に残念な結果であるということです。

ランニングコストが当然かかってくることになるので、やはりどれだけのニーズがあるのか、価値があるのかということをしかりと議論した上で導入すべきと考えますので、今すぐに導入するという必要はないかと思っています。

岡部委員

この請願はさきの6月議会で継続審査という形になり、その後資料も示していただいて、議論をしてきたというふうに思っております。正直なところ、6月議会で継続審査、そして

この9月議会でも改めて提示されたわけですが、本当に十分な審議ができたのかというところについては、私はどうかなという気がしています。

資料についても、過去の議会改革検討調査会の議論を見てみても、やはりコストについていろいろと、安いもの、高いものがあるということで議論がされています。

実は私、富山県議会の委員会中継の—今は試行中ですが—指標的な部分を幾つか聞いてきたら、そんなに高い費用にはなっていないと。現在は予算特別委員会の部屋を使いながら、試行的にやっているということです。

そういったところも参考にしながら、もう少し十分な協議をしたらどうかと思いますし、ネット中継の視聴については、日頃からいろいろな人と話をしていますけれども、特に私がいる地域がそうなのかもしれませんが、大変関心を持って見ておられる方が多いというふうに思っています。

したがって、我々の務めとして、インターネット中継の配信をしていますということをもっと広めていく必要もあるのではないかと、こういうふうにも思っています。

そういう意見で会派としては考えているということでございます。



委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和2年分請願第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
それでは、令和2年分請願第2号についてお諮りいたします。  
本請願は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。  
よって、令和2年分請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。  
次に、今定例会において新たに本委員会に付

託された

令和2年分請願第3号 富山市議会議員の定数を削減することを求める請願

を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文の朗読〕

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

江西委員 1点分らないことがあるのです。ちょうど紹介議員の金井議員が委員外議員としていらっしゃるので、1点質問させていただいてもよろしいですか。

請願の理由として、4段目の「そこで」以降に、働きアリの原則で削減することが一番だというふうに書いてあります。

私はいろいろ働きアリの原則がどうして定数削減の一番の理屈となるのか、紹介議員は請願人にその確認をしていただいているのでしょうか。

委員長 今ほど江西委員から、紹介議員に対して質問

がありましたけれども、紹介議員より答弁を申し述べることに對して、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 そうしましたら、金井議員より回答をお願いします。

金井議員 まず、私と請願人とは、普段から市議会のことについて話をしています。  
本人は、定数は半分くらいにしてもいいのではないかという激しい怒りの気持ちを持っておられます。  
今言われた働きアリの原則というのは、働きアリといえども2割は何もしていないという法則です。  
4年前から、定数2割削減ということはずっと選挙で訴えてきました。今も、当時の40人から32人ということで、会派の名前も「政策フォーラム32」と。  
当時から話していることでありまして、突然ここに出てきたわけではなく、我々の内輪では、働きアリの原則で2割は削減してもいいだろうという思いでいつも話しているということです。

江西委員            ということは、働きアリの原則で、当選順位が下から2割の方は働かないから、その2割を切るということが、まさにその働きアリ、働く議員が増えるという根拠につながっているというような認識で、ここに働きアリの原則を引用されたということですね。それによろしいのでしょうか。

金井議員            必ずしも当選順位というわけではなく、総数の話であって、当選順位という話は全然関係ないと。本当の総数の2割という原則です。

江西委員            私もそうだと思います。普通はそうだと思います。  
                          ということは、定数を少なくしてもやはり2割は働かないと。これは全てで同じことであって、この原則を引用して定数を削減することが一番だというような導入理由にはつながらないと私は考えて、疑問に思ったわけでありませう。  
                          今の内容をお聞きして理解いたしました。

委員長              ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
                          次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和2年分請願第3号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
それでは、令和2年分請願第3号についてお諮りいたします。  
本請願は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。  
よって、令和2年分請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。  
以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。  
次に、協議事項２番目、本委員会に付託されました陳情の審査を行います。  
令和２年分陳情第１９号 議員定数削減を求める条例改正の陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表はお手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局

〔陳情文の朗読〕

委員長

それでは、本陳情について御意見等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和2年分陳情第19号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

それでは、令和2年分陳情第19号についてお諮りいたします。

本陳情は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、令和2年分陳情第19号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、協議事項3番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

松尾委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、2番目の「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 賛成です。

岡部委員 正直に言って、デジタル庁もつくられるという中で、流れはそうかもしれませんが、まだまだ市民の意識が追いついていないという感じがします。



例えば、マイナンバーカードの交付率の伸びを見て、信頼性ということがある中で、デジタルというものにある程度抵抗感があるのではないかというふうにも思いますので、少し調査・研究とさせていただきたいと。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
次に、3番目の「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

松尾委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
次に、4番目の「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 この内容につきましては、いろいろと意見が分かれたところでもあります。調査・研究です。

松尾委員 財源の問題等、いろいろありますので調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 これについて、国や地方自治体で検討されているのですが、まだまだエビデンスが十分でないということも含め、調査・研究です。

松尾委員 調査・研究です。

岡部委員 必要なことであるとして、賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「コロナ禍からいのちと暮らしを守る年金支給の改善をめざす意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

松尾委員 反対です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「コロナ禍による需要の消滅と在庫増の影響から米価下落を阻止するための意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

松尾委員 調査・研究です。

岡部委員 農林水産省もそう発表していますので、賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果についての確

認をいたします。

全会一致となりましたのは、1番目の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」でございます。

また、全会一致とならなかったのは、2番目から7番目でございます。

次に、全会一致となったものについては、議会運営委員会の委員の皆さんの中で御提案いただくこととなっておりますので、提案理由説明を行う方についての発表をいたします。

ただいま申しました意見書の1番目については、議員提出議案第18号で、自由民主党さんからの提出案件でございますので、江西委員さんをお願いしたいと思います。

委員長

ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項4番目の「議員提出議案について」であります。

本件については、お手元に配付のとおり大島議員ほか3名の議員から「富山市議会議員の

定数を定める条例の一部を改正する条例制定の件」が議員提出議案として9月4日付で提出されております。

なお、この議員提出議案については、議会運営に関する申合せ事項で、議員提出議案は、原則として委員会付託を省略することとなっていること、また、各派代表者会議において協議が行われた事柄であることから、議長は、委員会付託を省略するとの意向を示しておられ、定例会最終日、9月28日の本会議において上程し、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、本案件に対する質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

質疑、討論は、先ほど申し上げましたとおり、9月定例会最終日、9月28日（月曜日）に行われますので、まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日に当たる、9月25日（金曜日）の午後5時までとなります。

次に、討論の通告期限については、9月24日（木曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が9月25日（金曜日）の正午までとなりますので御承知おきください。

次に、協議事項5番目の「本会議の進め方について」であります。

まず、小西議員から、お手元に配付のとおり10日（木曜日）の本会議の一般質問における自身の発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

そこで、先ほどの議員提出議案の件も踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料に沿って事務局より説明させます。

議事調査課長　〔資料「令和2年9月28日（月）本会議の進め方（案）」により説明〕

委員長　それでは、最終日、9月28日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長　それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項6番目「会派の定義について」であります。

このことについては、前回の本委員会において資料を提示し、本日、具体的な協議を行う旨をお伝えしていたものであります。

なお、前回の協議の際に、政務活動費の交付対象等について事務局より説明がりましたが、その内容をまとめた資料をお手元に配付しております。

このことについて、改めて事務局より説明させます。

庶務課長           〔資料「富山市議会政務活動費の交付に関する条例における会派について」により説明〕

委員長            今ほどの説明について、何か質問等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
次に、政務活動費における会派と1人会派との関係性について、他都市への照会の結果を事務局より説明させます。

議事調査課長    前回、柞山委員のほうから御質問がありましたし

た件でございます。

1人会派を認めている理由が、政務活動費が会派支給であったこととの関係性があるのかといった御質問であったかと思えます。

このことにつきまして、中核市60市のうち、会派の構成要件が所属議員1人でも認めております18市に対して聞き取りをいたしましたので、その結果につきまして御報告いたします。

その結果といたしましては、慣例として認めているという市が12市でございました。それから、政務活動費との関係性があると言われる市が5市でございました。全く分からないといった市が1市で合わせて18市という結果でございました。

委員長

今ほどの説明について、何か質問等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。ここで、委員の皆さんに申し上げますが、今回議題となっている会派については、議会運営上の会派を指しております。

今ほどの説明にもありましたとおり、政務活



動費の条例において交付対象と規定されております会派とは、性質が異なるものであることから、そのことを踏まえて、議会運営上の会派の定義について、皆さんの御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 資料「富山市議会政務活動費の交付に関する条例における会派について」の4番にもあるとおり、議会運営上における会派とは「政策を同じくする議員の集団」ということで、複数ということなのですが、やはり自民党とすれば3人以上を会派としていきたいと。

岡部委員 現状の3人以上ということで私は問題ないと思いますので、それでいいと思います。

（「交渉会派のことか」「交渉会派のことです」と発言する者あり）

松尾委員 現在富山市議会は慣例として1人会派を認めているという状況であるのですが、今までどおり1人会派を認めざるを得ないなというふうに思っています。  
ただ、前回の資料で、中核市の調査結果は、会派の構成要件が2人以上と3人以上の市の合計が70%以上にもなるのです。議会の運

営上、どういう取組といたしますか、決め事があるのか……。70%という数字は非常に大きいものですから、そこら辺の状況を調査する必要があるのかなと思っております。現在、富山市議会としては、1人会派を認めていることでの問題性は、今のところ感じていないということが大きなところですよ。

柞山委員

現状については、各派代表者会議あるいは会派控室の割当てなどということで相当苦勞もしておられたと思います。

そもそも会派というのは、1人を指すわけではなくて、社会通念上複数なのですよね。会派というのは政策集団ということで複数ですから、社会通念上は2人以上ということが会派構成の要因になると思います。

加えて言うと、今の各派代表者会議については、1人会派からもオブザーバーとして出席しておられます。かと言って、我が会派については、交渉会派ですので6人出席しているのですが、他の10人は傍聴にも入れないということが現実としてあります。このことがあまりにも不合理というか、不平等で、違和感を覚えるものであります。

ですから、現在の状況を見ながら、やはり会派というのは一これまで、議員定数42名の

ときは、交渉会派は4名以上が条件でありましたが、議員定数が38名になって、議員も減ったので交渉会派は3名以上ということで、4名から3名にしてきた経緯があります。今の現状は議員定数が38名ですから、次の改選後も、交渉会派は3名以上ということではないのかなと思います。

ただ、オブザーバーは1人会派でもいいというのはいかがなものかなと。社会通念上、会派は2名ということは一最低でも2名で、その代表の方がオブザーバーとして出ると。他の1人会派については、やはり傍聴という形でうちの会派も交渉会派として6人出ていますが、他の10人は出れないわけですから、やはり全てが傍聴できる形で……。他の委員会で傍聴できないというものはないので、この各派代表者会議でも等しく議員は傍聴できるようにしなければならないのではないかなというふうに思っています。

佐藤委員

議論の確認をさせていただきたいのですが、まず、先ほどの岡部委員の意見では、交渉会派は3人以上と……。

(「そうです」と発言する者あり)

佐藤委員　　この議論は、いわゆる議会運営上の会派の定義をどうするかということが今のテーマですので、かみ合っていないような気がするのですが。

岡部委員　　改めて、現状で何か具体的な問題が発生しているかということ、発生していないと私は思っているのです。

各派代表者会議についても、出席人数が多くなっているということはあるかもしれませんが、それぞれの考えのもとに議会活動をしていると。そういう意味では、会派の代表者ということで、意見を言える場所は必要ではないかというふうに思っていますので、現状のまま、構成員数が1人から会派として、1人会派を認めるべきだというふうに考えています。

松尾委員　　今、会派の構成として1人会派を認めざるを得ないという発言をさせていただいたのですが、議会の運営上の取扱いといえますか、そのことについては検討の余地はあるというふうに思っております。

先ほど柝山委員も言われましたけれども、各派代表者会議は結局、代表以外の私どもは傍聴もできないと。そういったことはおかしい

話ですし、やはり平等に、そういった扱いを得られるように、そこら辺は検討する余地があるというふうに思っております。

佐藤委員

公明党の意見の補足ということで、恐縮でございます。

先ほど交渉会派については、柞山委員も3名以上ということで、現状のとおりではないかという話がありました。

今の、議会運営上の会派の議論について、公明党としましては、これまでも慣例上1人会派ということを経験してきたという、富山市議会の長い間の歴史がありますので、そういったことをある程度尊重しながら、今後もしろいろな議論を交わしていくという意味で一前回提示していただきました資料で、中核市60市の中で1人会派を認めているのは18市で、慣例上、ここに富山市も入っているわけですね。ただし、2人以上あるいは3人以上というところが70%以上もありますので、今後の検討の余地はあるのかなと。

かつての富山市議会には本当に1人会派が少なかったわけです。1つだけとかでした。今は1人会派が5つに増えているという実態上、いろいろな意味で、特に各派代表者会議等の運営上支障があるというふうな判断がされる

ようであれば、しっかりと丁寧な議論が必要であろうというような意見を述べさせていただいたということでございます。

柞山委員

現状は現状としながら、いろいろと経緯があって一人会派がこんなに増えるということはないだろうと思っています。現状はちょっと異常な状態ではありますが、ただ、だからと言って一人会派を認めると、「もう会派は構成しない」と言う議員もこれから新しく出てこられて、会派は作らなくていいのだと、一人でもいれるのだということではやはり、控室の間取りとか会議の運営上、問題は出てくるのではないかなと。

このようなときには、ある程度対応しなければいけません。定義として、やはり社会通念上会派というものは複数での構成だということ。これを少し念頭に置いていただいて、そういう基本的なガイドラインは持っておいて、異常なとき、そういうふうになかなかならない場合はその都度協議していくということ。いいのかなというふうに思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

皆さんの御意見をお聞きしましたところ、会

派の定義としてはいろいろな意見がございましたけれども、交渉会派としては3人以上という意見が複数ありました。これが多数を占めているようでありますけれども、その他の意見が見られますので、これを踏まえて、今ほどの協議の内容について正副委員長において取りまとめ、本委員会の協議結果として議長に報告いたしたいと思います。

この後まだまだ調査しなくてはいけないという報告もその中の1つだと思っておりますので、そのように取り計らいたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 9 月 定 例 会  
(令和 2 年 9 月 1 8 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署名委員      江 西 照 康

署名委員      高 田 真 里